

令和 7 年9月 1日から
農地転用届出申請時の
土地全部事項証明書
の添付を省略できます
※仮換地済証明書は省略不可

登記情報連携システムを使用し、市が登記情報を確認することで証明書の添付を省略できます。なお、以下の点にご注意ください。

- あらかじめ登記内容をご自身で確認の上、申請書を作成してください。
- 特に全部事項証明書に記載の住所と届出書に記載の住所が一致していることをご確認ください。(転居等をしていて異なる場合はそれを証明できる書類が必要になります。)
- 登記手続き中は連携システムで確認できません。登記申請時に法務局で「受付のお知らせ」のコピーを添付してください。その場合、受理通知書の交付はシステムで登記情報が確認でき次第となるため、交付予定日に交付できない場合があります。
- 窓口での受付時にその場で登記情報を照会します。照会には1筆につき5分程度かかるため、受付に時間を要します。
- 市街化調整区域の許可申請の場合は添付を省略できません。